

ジェトロ 地域・分析レポート

民間事業者参画の枠組みは維持も、国の役割を重視（メキシコ）

表：電力部門法（LSE）発効による発電事業の変化

発電形態	旧法（LSPEE）	旧法（LIE）	新法（LSE）		備考（LSE）
			主要変更点	54% : 46%	
分散型発電 (CFEとの契約)	規定なし	許認可不要 0.5MW未満が対象	許認可不要 0.7MW未満が対象	対象外	現行規則が変更されない限り、ネットメータリングも維持される見込み。
自家発電	系統接続なし	要許認可。オフティカーとの間に資本関係があれば買電可能。	要許認可。自社またはグループ内の需要向けに限定。	要許認可。自社施設内の利用に限定。	RE発電を優先。 0.7～20MWまでの許認可取得は簡素な手続きに。 間欠性電源による発電で蓄電設備を設置しない場合、CFEから関連サービスを調達することも可能。
	系統接続あり			要許認可。売電はCFE向けのみ。間欠性電源は蓄電能力確保が必要。	対象外
独立発電事業者 (CFEとの長期売電契約)	要許認可。 100%CFEに売電。	特別な規定なし。「発電事業者」として定義。	要許認可。 100%CFEに売電。	対象外	系統接続が前提。国家計画に従って発電所を建設。国はCAPEXを負担しない。
MEM向けの大規模発電	CFEとの合弁	N.A.	規定なし	要許認可。CFEに優先調達権。	現状不明確
	民間のみ	N.A.	要許認可。CFEまたは民間供給事業者に販売。	LIEと同様。	対象
コジェネレーション	要許認可。 余剰電力はCFEに売電。	特別な規定なし。通常の「発電事業者」として定義。	工業プロセスで必要な熱量を賄える範囲内の発電能力に限定。	対象外	以前より制限が加わるため、売電目的のコジェネ許可は出ない。

注：54% : 46%は、公的部門が年平均で54%以上の発電を行うという制限の対象かどうかを示す。

出所：公共電力サービス法（1992年）、電力産業法（2014年）、電力部門法（2025年）条文などから作成